

表彰規定

(目的)

第1条 本規定は日本教職員バドミントン連盟の発展のために顕著な業績のある個人および団体の名誉を表彰するを目的とする。

(受賞者の範囲)

第2条 表彰は教職員バドミンントンの普及振興に功労のあったものに功労賞を、技能記録等の優秀なものに技能賞を授与する。

(基準)

第3条 表彰基準については次のとおりとする。

1. 功労賞

- (1) 日本教職員バドミントン連盟の会長、理事長に在職したもの。
- (2) 各都道府県教職員バドミントン連盟の会長、理事長として10年間在職したもの。
- (3) 教職員バドミンントンの普及振興に関する研究や業績を認められるもの。

2. 技能賞

- (1) 全日本教職員バドミントン選手権大会において3年連続優勝したもの。
- (2) 全日本教職員バドミントン選手権大会への出場が下記の回数に達したもの。
10回、15回、20回、25回、30回、35回、40回、45回
- (3) 国際試合において優秀な成績をあげたもの。

(選考)

第4条 選考は前条の基準により、日本教職員バドミントン連盟役員または各都道府県教職員バドミントン連盟会長からの推薦をもとに、日本教職員バドミントン連盟の常任理事会において選考し、日本教職員バドミントン連盟会長がこれを決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は原則として毎年1回全日本教職員バドミントン選手権大会の際に行う。

第6条 表彰に必要な財源は次のことによつてこれを得る。

- (1) 毎年日本教職員バドミントン選手権大会出場申し込みと同時に納入する。
表彰積立金(1人につき1,000円)
- (2) 寄付。

第7条 表彰は賞状および副賞とする。

(規定の改廃)

第8条 本規定の改廃は総会の議決による。